

「野生せり」の出荷制限解除に向けた取組みについて

1 はじめに

東日本大震災津波に端を発した放射性物質の影響により、平成24年5月30日、国から出荷制限の指示が出されていた奥州市の「野生せり」について、今般、国から出荷制限が解除されたので、その経過等を報告します。

2 生息域の把握

出荷制限解除の申請に生息域の把握が必要のため、市内の水田や休耕田、ため池、用水路を満遍無く巡回により位置等を確認し、水田所有者からの聞き取りを参考として現地踏査を行いました。

主な採取場所は休耕田や土側溝等の用水路であり、圃場整備等により改良された水田には、あまり見られませんでした。

なお、市内胆沢地区西方の、標高700m～1,000mの山々に囲まれた比較区的急峻な国有林地帯(一部国定公園内)、隣接する人家が無い胆沢ダムの貯流域では生息が確認出来なかったことから、生息域から除外しました。



3 経過調査

県南広域振興局(以下「当局」という。)と奥州市では、平成27年春から令和元年夏まで

の5年間で市内の「野生せり」の放射性物質濃度の経年変化を調査しました。

調査数は、平成27年度から平成29年度がそれぞれ4検体、平成30年度が19検体、令和元年度が45検体です。

調査の結果、放射性物質濃度が十分に低いことが確認でき、令和2年4月15日、国から出荷制限が解除されました。



4 出荷制限解除後の出荷管理

当局では、奥州市と連携して、市内の「野生せり」の発生状況を把握し、出荷前検査を行い、検査後、基準値(100Bq/kg)以下となれば、生産者は奥州市の「採取・集出荷者台帳」へ登録し、出荷される直売所等が当該台帳を確認して販売が可能となります。

また、出荷再開後、当局では1か月間は毎週、その後1か月に1回程度の定期検査を行い、安全を確認していきます。

5 出荷制限解除の成果

出荷制限解除となった「野生せり」の出荷は今春、解除日以降に収穫したものからであり、生産者は地元の産直等を中心に販売を再開しています。